

提出書類について

申請には下記の書類が必要です。書類が揃わない場合は受付できません。

全員提出	①	所得証明書(原本)
	②	収入を証明する書類(写し)
該当者のみ提出	③	その他の証明書類(写し)

①所得証明書(原本) ※市区町村役場発行(発行日が申請日より3カ月以内のもの)

- ・家計支持者分(父母等※)の所得証明書を提出してください。
※両親がいる場合は父母(2名)分、片親の場合は父もしくは母の所得証明書が必要です。
- ・専業主婦、年金受給者等、無職の場合でも、所得証明書を提出してください。
- ・所得証明書の名称・書式は各地方自治体によって異なります。(例:市町村民税・県民税課税証明書など)
- ・税務署発行の納税証明書では受付できません。
- ・出願時点で最新のものを提出してください。

②収入を証明する書類(写し) ※下表に該当する書類をすべて提出してください。

- ・収入の有無に関わらず、家計支持者(父母等)の該当する書類を提出してください。
- ・複数収入がある場合は、収入区別に該当するすべての書類の提出が必要です。
- ・提出書類によりほかの収入があることが確認できた場合、確認の連絡をいたします。
必ずすぐに対応をお願いします。指定の期日までに回答がない場合は不備書類として申請を取り消す可能性があります。

収入区分	所得の内容	提出書類	発行元
給与所得	会社員・アルバイト・パートの方	源泉徴収票 2024 年分	勤務先
	2024 年 1 月 2 日以降に 就職・転職された方	「年収見込証明書」(別添の 様式 A) ※提出できない場合は最新 3 カ月の給与明細書。 賞与の有無も確認します。	
	退職(予定)の方	退職(予定)証明書 退職金支給額(予定)証明書	
商業 工業 林業 水産業 農業 自由業 サービス業 配当 不動産 雑所得等	確定申告をしている場合	2024 年分確定申告書(第一表および第二表)の控え(税務署の受付印があるもの) ※インターネット申告の場合は、受付日時等が印字された確定申告書又は申告内容確認票の第一表および第二表	税務署に提出した控え
	確定申告をしていない場合	2024 年分市区町村民税・県民税申告書の控え(市税事務所の受付印があるもの)	市税事務所に提出した控え
	2024 年 1 月 2 日以降に開業等された場合(開業後 1 年未満)	2024 年 1 月～12 月の月ごとの収入金額、売上原価、必要経費(経費項目ごとの金額とその合計)が明示された書類(様式自由) ※事業所名、開業年月日、作成者の住所、署名・押印、作成年月日必要	該当者
年金・恩給遺族扶助料	年金・恩給・扶助料を受け取っている方	支給通知書 (一番新しい金額記載のハガキ) ※複数の年金がある場合は、全て提出	関係官庁
傷病手当金	傷病手当金を受給中の方	最新 3 カ月の傷病手当金通知書	全国健康保険協会等
失業中	雇用保険受給中の方	雇用保険受給者資格証	職業安定所
	雇用保険申請中の方	退職証明書・解雇通知書	元勤務先

	父母いずれか(もしくは両方)で年度途中で退職され、雇用保険がない方	失業状態を証明する書類と生活費の出所を証明する書類、「収入に関する事情書」(別添の 様式B) ※作成者の署名・作成年月日必要	該当者
生活保護	生活保護をうけている方	保護決定通知書もしくは保護決定通知書など金額記載のもの	市区町村福祉事務所
父母どちらかが無職・無収入の場合	専業主婦や無職の方	「収入に関する事情書」(別添の 様式B)	該当者
父母ともに無職・無収入の場合	収入が無く、預貯金を切り崩して生活している場合	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3ヵ月分程度の記帳部分の分かるもの)、並びに「収入に関する事情書」(別添の 様式B)	該当者

※下表に該当する場合は、「収入を証明する書類」として追加で提出ください。

収入区分	所得の内容	提出書類	発行元
養育費 援助金	親戚等から援助をもらっている場合	年間金額が分かるもの、並びに無職・無収入であれば「収入に関する事情書」(別添の 様式B) ※作成者の署名・作成年月日必要 ※口座振込であれば通帳を提出	該当者
公的手当	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等を受給中の方	申込時点での手当の金額が記載された通知書や受給証明書等	市区町村役場

③その他証明書(該当者のみ)

家計が下表の事由に該当する場合は、所得から控除されるため指定の証明書を提出してください。

※提出がない、もしくは書類に不備がある場合は、控除対象になりません。

事由	対象	提出書類	発行元
ひとり親(母子・父子家庭)である	18歳未満の扶養している子がいる場合 または 2025年4月時点で扶養している子の大学進学により児童扶養手当受給資格を喪失した場合	児童扶養手当証書 ※有効期限内もしくは2025年3月末日が有効期限までのもの	市区町村役場
	18歳未満の扶養している子がいない場合 または 児童扶養手当証書を提出できない場合	戸籍謄本(全部事項証明・マイナンバーの記載なし) ※発行日が申請日より3ヵ月以内のもの	
本人を除いて、世帯の中に就学者※がいる ※小学校・中学校・高等学校・大学・大学院等に通っている者	小学生・中学生	健康保険証※有効期限内のもの または 住民票(全世帯分※マイナンバーの記載なし)	全国健康保険協会等
	高校生・専門学校生・短大生・大学生・大学院生	学生証または生徒手帳等 ※学校名・氏名・有効期限が記載されているもの ※浪人生等、修学していない方は控除対象外です。	所属学校
世帯の中に障がい者がいる	申請者本人も含む	手帳等 ※氏名・等級がわかるもの	市区町村役場
下宿(ひとり暮らし)している	賃貸借契約書 ※以下5項目が確認できるもの [①契約期間、②借主および貸主、③入居者、④家賃(賃料)、⑤物件の所在地] ※寮等でひとり暮らしをしている場合や賃貸借契約書が提出できない場合は、事前に学生支援センターまでご相談ください。		不動産会社、管理会社